

第1回京丹波町成年後見支援センター運営委員会

日時：令和6年7月25日（木）

午後1時30分～3時25分

場所：京丹波町役場 1階 防災会議室
及びオンライン（ZOOM 活用）

出席者 委員：松田委員長、上田副委員長、杉森委員、津田委員、木南委員

オブザーバー：京都府 今井社会福祉士

（オンライン出席）京都家庭裁判所 田村主任書記官、山口庶務課長

事務局：健康福祉部福祉支援課：原澤課長、堀補佐、西村補佐、上西補佐、中川主任 桐村主査
京丹波町社会福祉協議会：山本課長、山崎係長 （欠席：坪次長）

1 開会 （原澤課長の司会により進行）

2 委員長あいさつ

京都府において、利用促進の動きが加速している。宇治市において中核機関設置に向けた準備会が行われています。綾部市でも中核機関設置に向けた動きがあります。そうした中で、京丹波町で実施されている法人後見の取組も注目されています。今日もどのようなお話が聞けるか楽しみにしてまいりました。よろしくお願いします。

3 自己紹介

各委員、オブザーバー、事務局の順に自己紹介

4 協議事項

（1）京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

（説明：事務局（堀補佐）資料1説明）

委員長：相談件数の推移ですが、センター設置後減少しているようです。広報等には取り組んでいただいているようですが、原因等心当たりはありますか。

事務局：令和5年度に成年後見支援センターを設置し、その後については、成年後見制度やその制度利用に関する御相談をいただいたものを相談件数として計上しております。センター設置前の令和4年度までについては、権利擁護や虐待も含めた相談、社会福祉協議会においては権利擁護事業も含めた様々な総合相談の件数を、未分離という状況もあり、計上しております関係で相談件数として減少しているということがございます。比較がしづらい状況ですが、そういった事情があり、御理解いただきたいと思います。

(2) 対応事例について（説明：事務局（堀補佐）資料２－１、（中川主任）資料２－２説明）

《議事録非公開》

(3) 令和６年度のスケジュールについて

（説明：事務局（原澤課長）資料３説明）

委員長：事務局からの説明がありましたが、御質問、御意見等はありませんか。

委員：研修会ですが、先ほども事例対応がお話に出ておりましたので、事業所向けの研修会は必要と思います。社会福祉協議会でも、本年度から町内の社会福祉法人の連絡会を４月に開催し、京丹波町社協が取り組む法人後見についてお話しすると大変興味深く聞いていただきました。その中でも、法人後見としてできること、できないことをお伝えしましたが、すごく期待するという意見もあり、身寄りのない方の後見人になってほしいという思いもあったのかなと思います。この研修会でも後見人等ができること、できないことを伝えるとともに、身寄りのない方の支援をどのようにしていくべきかを考えていかなければならないと思っております。

あと、運営状況の資料で、対応状況をお伝えいただきましたが、どこから相談が上がってきたか、ということが分かれば、どこまで制度の周知が図れているか、相談先の周知ができているかということがわかるかと思いますので、受け付けた状況が分かればありがたいと思います。

事務局：後見人制度に対する万能感といいますか、何でもやってもらえるという期待もありますが、どういった制度かということが説明できる機会を持てればと考えております。また、本日の事例でも紹介しましたが、身寄りのない方の支援ということが、大変大きな問題となっているところであり、多くの御意見をお聞かせいただく貴重な機会となりました。ありがとうございました。また、相談の内容、状況についてもう少し工夫をさせていただきたいと考えております。

委員長：ほかに御意見、御質問のある方はありますか。

オブザーバー：京都府社協で取り組まれている法人後見の状況は、少しずつ進んでいるとは聞いております。国の補助事業ということでもあり、この取組は、非常に注目されています。国の制度は２年後に一定の方向性が固まり、その後、必要な期間を経て施行ということが予想されています。安定した制度運営ということに関して、期間、代理権、種別などの課題について、様々な議論がなされてきて、大きな変化が見込まれます。期間のことであれば、被後見人の大きな課題が解決しても、誰かの伴走支援が必要だと思いますが、そうしたことも今後議論が進められると思います。そうした中で、法人後見やそれを支える市民による支援体制、人材確保をどうするか、ということも含め、現状の法人後見の取組についてお話しただけことがあれば、情報提供いただければと思います。

また、京都府社協では、知的障害者の団体との連絡会をもたれ、社会福祉法人

としてどのようなことが取り組めるかについても検討されていると聞いております。8月には、本年度の法人後見の担当職員研修も開催されます。先駆的に取組を進めておられる京丹波町での状況をお知らせいただければと思います。

委員：京都府社協と法人後見を進めておりまして、少してこずっているところもありますが、この間、定款変更に取り組んでおりました。現在、京都府社協との委託契約が締結できたところです。御本人については、申立てはされているが、審判は出ていないという状況のようです。審判が出れば、受けられる体制ができている段階です。

事務局：先ほどお話のあった令和6年度の相談の状況ですが、社会福祉協議会に相談のあった3人については、すべて任意後見に関する相談でした。いずれも本人からの相談です。うち1件は、NPO法人と任意後見、見守り契約を結ばれました。もう1件は、町内で長くお仕事をされてきた方で体調を崩され仕事ができなくなったため、廃業を考えていらっしゃるという方、今後が心配なので任意後見について知りたいということでした。もう1件は、司法書士に訪問までいただきましたが、今できることがないということで契約までは至らなかった案件です。遺言書も作成済み、金銭管理も本人でしっかりとできているということでした。

法人後見に関しては、京都府社協で主体的に進めております。対象者の方ですが、元々権利擁護事業の利用者で、資産をかなりお持ちで今後も増える見込みの方です。権利擁護事業で取り扱える金額が50万円以下であることから、今後どのように対応するか考えていたところ、法人後見のお話があり手続きを進めることになった経過があります。《個人の詳細な情報に関する発言のため一部非公開とします》法人後見が始まると京都府社協がそうした面も対応できて親戚の方も安心されるのではないかと思います。資産が権利擁護事業で取り扱える金額をかなり上回っていますので、そちらの面でも、また御本人も安心して暮らせるのではないかと思います。

委員長：補足や御質問はありませんか。

副委員長：対象者とお話をさせていただきましたが、その方が社協による法人後見に向いていると感じたのは、社協との信頼関係がしっかりとできていて、社協に支援されることが、この方にとって一番安心できるという点が、適していると思いました。

委員長：権利擁護事業から法人後見への移行というのは、一番スムーズにいくパターンかなと思います。

オブザーバー：御報告ありがとうございます。今後、与謝野町でも実施を検討されているということで、京都府社協としても今年度モデル事業として引き続き取り組んでいくという形をとられています。中核機関に関しても、綾部市は6月に発足しました。それと宇治市が10月1日発足と宣言されています。八幡市は本年度丁寧準備会をされるようです。ほかの市町からも相談を受けておりますので、もう少し動きがあるのではないかと思います。国のほうでも全国の8割の市町村に中核機関ができれば、法定化させたいという意向を持っているようです。法人後見についても、モデル事業での経験を積み重ねて法定化ができればという考えがあるようです。そういう意味では、京丹波町での取組はある意味先駆的な取組という

意味で非常に注目されており、重要な取組といえます。引き続きよろしくお願いしたいと思います。

委員長：ほかに御意見等ございませんか。無ければその他の項目について、事務局からあれば、お願いします。

(4) その他

(説明：事務局(原澤)説明)

●第2回運営委員会の日程について

事務局：次回運営委員会の日程について下記のとおり開催する。

⇒第2回運営委員会 令和7年2月18日(火) 午後1時30分～

●京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会の日程について

事務局：京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会について下記のとおり開催する。

⇒京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会 11月28日(木)
午後1時30分～

委員長：ほかに無ければこれで協議を閉じさせていただきます。オブザーバーの家庭裁判所から御発言ございましたら、よろしいでしょうか。

オブザーバー：委員長、副委員長を中心に活発に意見交換されておりまして、しっかりと御検討いただいている印象です。対応事例につきまして、両方とも難しい事例だったかと思いますが、できれば、次回にその後の対応等がどのようななされたかを御報告いただければと思います。そういった進行も御検討いただければありがたく存じます。

オブザーバー：本日はお世話になりました。ありがとうございました。

5 閉会(副委員長あいさつ)

皆様、長時間お疲れ様でした。先ほどオブザーバーから、京丹波町の取組が先駆的な取組であるということをお話しいただきました。アセスメントシート等について、もし、後見人を就けるとなれば、こういった職種が適しているか、こういう事例はこの職種が適しているといった話ができればと思います。法人後見という三士会以外の選択肢があるということから、他の中核機関にとっても参考になるかと思います。

本日はありがとうございました。